

平成30年  
4月から

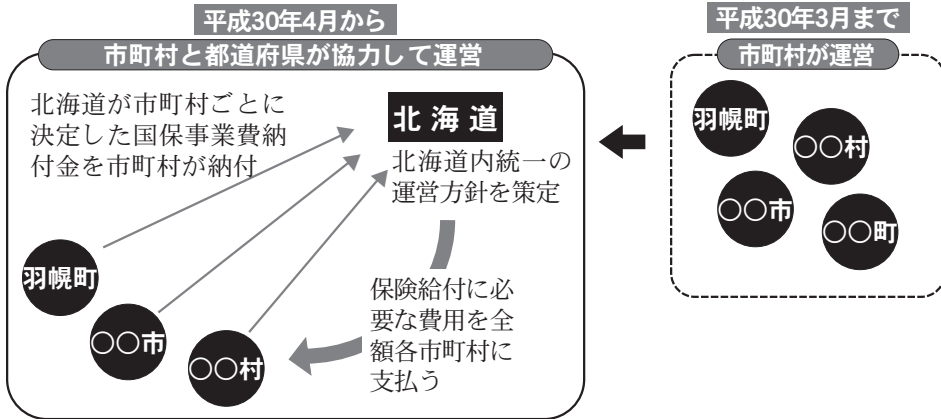
# 国民健康保険制度 が変わります

この10年で、70歳以上の高齢者数は1.3倍になりました。団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円にもなる見込みです。国民皆保険を将来に渡り守り続けるための持続可能な医療保険制度を構築するために、現在市町村で運営している国民健康保険制度を平成30年4月から都道府県と協力して運営します。財政主体が市町村から都道府県に変わることにより、安定的な財政運営や効率的な事業の確保など、制度の安定化を図ります。

## なぜ都道府県と市町村で運営するの？

### ■安定した運営と事務効率のため

市町村国保の財政を都道府県単位化して、安定的な財政運営を目指します。また、市町村事務の効率化・標準化・広域化を推進します。



■北海道と市町村の役割  
北海道は、各市町村が保険料(税)を決めるための参考とする標準保険料率の提示や北海道内国保の運営方針を策定するなど、市町村と協力して国保の運営を行います。

## 何が変わるの？

■保険証などの様式が変わります。  
北海道も国保運営を担うこととなるため、保険証(被保険者証)、限度額適用認定証などの様式が変わります。※すでに交付済みの保険証等は有効期限が切れるまで使用できます。

■資格の取得・喪失は都道府県単位になります。  
北海道内で転居しても国保の資格は変わりません。他の都道府県へ住所が変わった場合には、国保の資格の取得、喪失が生じます。

※いずれの場合も窓口で届出が必要で、新しい保険証が交付されます。

■高額療養費制度の支給回数が北海道単位で通算され道内市町村に転居し

北海道の主な役割	羽幌町の主な役割
国保運営の中心的な役割(財政運営の責任主体) ●国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 ●市町村ごとの標準保険料率を算定、公表 ●保険給付費等交付金の市町村への支払い	加入者に身近なきめ細かい事業を引続き実施 ●国保事業費納付金を北海道に納付 ●資格の管理(被保険者証等の発行) ●標準保険料率等を参考に保険料率を決定、保険料の賦課、徴収 ●保険給付の決定、支給

た場合でも資格が継続します。

北海道内の他の市区町村に転居した場合でも、転居前と同じ世帯と認められる場合は、高額療養費の上限支払い回数のカウントが通算されます。

## 変わらなところ

■国保の届出等の窓口は変わりません。

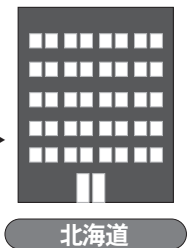
財政運営の主体が北海道に移るだけで、保険料(税)の納付先や各種申請手続きの窓口は引き続き変わりません。

従来の窓口での手続き関係は変わりません!



- ・保険証等の交付
- ・保険料(税)率の決定
- ・保険給付

- ・保険料(税)の納付
- ・保険給付等の申請
- ・各種届出



↓お問い合わせ  
福祉課国保医療年金係  
☎ 68-7004 (課直通)